

グリーン本改訂内容の修正【201901】

P	修正内容等	備考																					
6	<p>第1編 東部支部の TEL・FAX 修正 【誤】 TEL:0559-23-1070 【正】 TEL:055-923-1070 FAX:0559-23-1069 FAX:055-923-1069</p>	備考																					
ー 11 27 29 42	<p>第2編第1章 一覧表の追加 3. 液化石油ガス販売所等変更届 (2) 届出書類 【誤】① 液化石油ガス販売所等変更届出書 (様式 P33) 【正】① 液化石油ガス販売所等変更届出書 (様式 P30) 付保証明依頼書 差替え (販売事業者用) 登録の拒否要件に該当しないことの誓約書 (備考) 削除 -(備考)- 「当社及び当社の業務を行う役員」(A)又は「私」(B)のいずれかを消してください。 Aの場合は証明書、Bの場合は誓約書を残し、該当しない部分を消してください。 様式 1 液化石油ガス販売事業報告 修正 【旧】 1 報告する事業年度の期間 年 月 日から 年 月 日まで 【新】 1 報告する事業年度の期間 年 4月 1日から 年 3月 31日まで</p>	新規																					
ー 70 71 72 73 75 83 84	<p>第2編第2章 一覧表の追加 2. 保安機関認定申請 表の追加・修正 【追加】 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="width: 20px;">5</td> <td style="width: 100px;">保安業務資格者等一覧表</td> <td style="width: 20px;">○</td> <td style="width: 20px;">○</td> <td style="width: 20px;">○</td> <td style="width: 20px;"></td> <td style="width: 20px;">P81</td> </tr> </table> 【誤】④ 申請先は、保安業務区分ごとに経済産業大臣、産業保安監督部長、 県知事等の複数の所管行政庁に・・・ 【正】④ 申請先は、保安業務区分ごとに経済産業大臣、産業保安監督部長、 県知事、静岡市長、浜松市消防長の複数の所管行政庁に・・・ 4. 一般消費者等の数の増加認可申請 表の追加 【追加】 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="width: 20px;">4</td> <td style="width: 100px;">保安業務資格者等一覧表</td> <td style="width: 20px;">○</td> <td style="width: 20px;">○</td> <td style="width: 20px;">○</td> <td style="width: 20px;"></td> <td style="width: 20px;">P81</td> </tr> </table> 5. 一般消費者等の数の減少届 表の追加 【追加】 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="width: 20px;">4</td> <td style="width: 100px;">保安業務資格者等一覧表</td> <td style="width: 20px;">○</td> <td style="width: 20px;">○</td> <td style="width: 20px;">○</td> <td style="width: 20px;"></td> <td style="width: 20px;">P81</td> </tr> </table> 10. 保安機関の認定更新 修正 【誤】(2) 申請書式 更新申請は、別紙「保安機関認定更新申請書」と認定申請と同じ添付書類により申請する。 【正】(2) 申請書式 更新申請は、保安機関認定更新申請書 (P92) と認定申請と同じ添付書類 (P70 参照) により申請する。 付保証明依頼書 差替え (販売事業者用) 付保証明依頼書 差替え (受託認定保安機関用)</p>	5	保安業務資格者等一覧表	○	○	○		P81	4	保安業務資格者等一覧表	○	○	○		P81	4	保安業務資格者等一覧表	○	○	○		P81	新規 追加 追加 追加
5	保安業務資格者等一覧表	○	○	○		P81																	
4	保安業務資格者等一覧表	○	○	○		P81																	
4	保安業務資格者等一覧表	○	○	○		P81																	

P	修正内容等	備考										
105	様式2 保安業務実施状況報告書 メールアドレス記入欄を追加・修正 【旧】1 報告する事業年度の期間 年 月 日から 年 月 日まで 【新】1 報告する事業年度の期間 年 4月 1日から 年 3月31日まで											
108	様式2【記入例】 保安業務実施状況報告書 差替え											
—	第2編第3章 一覧表の追加	新規										
—	第2編第4章 一覧表の追加	新規										
128	4. 貯蔵施設等設置許可申請書 (バルク供給による特定供給設備【1トン以上3トン未満】) 修正 【旧】4. 貯蔵施設等設置許可申請書 (バルク供給による特定供給設備【1トン以上3トン未満】) 【新】4. 貯蔵施設等設置許可申請書 (1)バルク供給による特定供給設備(1トン以上3トン未満)											
129	4. 貯蔵施設等設置許可申請書 (1)バルク供給による特定供給設備 項目18 レイアウト修正・読点の修正 【旧】 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td style="width: 50px;">18</td><td style="width: 100px;">ガス検知管、標識杭、腐食防止措置の明示図</td></tr></table> 【新】 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td style="width: 50px;">18</td><td style="width: 100px;">ガス検知管、標識杭、腐食防止措置の明示図</td></tr></table>	18	ガス検知管、標識杭、腐食防止措置の明示図	18	ガス検知管、標識杭、腐食防止措置の明示図							
18	ガス検知管、標識杭、腐食防止措置の明示図											
18	ガス検知管、標識杭、腐食防止措置の明示図											
166	5. 容器による特定供給設備(3トン以上10トン未満) 修正 【旧】5. 容器による特定供給設備(3トン以上10トン未満) 【新】(2)容器による特定供給設備(3トン以上10トン未満)											
182	6. 容器による貯蔵施設(3トン以上10トン未満) 修正 【旧】6. 容器による貯蔵施設(3トン以上10トン未満) 【新】(3)容器による貯蔵施設(3トン以上10トン未満)											
186	8. 貯蔵施設等変更届(1)届出が必要となる変更 項目3 修正 【誤】 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td style="width: 50px;">3</td><td style="width: 100px;">貯蔵施設に係る換気口の増設</td><td style="width: 50px;"></td><td style="width: 50px;">○</td><td style="width: 100px;">換気口の位置、構造図</td></tr></table> 【正】 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td style="width: 50px;">3</td><td style="width: 100px;">貯蔵施設に係る換気孔の増設</td><td style="width: 50px;"></td><td style="width: 50px;">○</td><td style="width: 100px;">換気孔の位置、構造図</td></tr></table>	3	貯蔵施設に係る換気口の増設		○	換気口の位置、構造図	3	貯蔵施設に係る換気孔の増設		○	換気孔の位置、構造図	
3	貯蔵施設に係る換気口の増設		○	換気口の位置、構造図								
3	貯蔵施設に係る換気孔の増設		○	換気孔の位置、構造図								
—	第2編第5章 一覧表の追加	新規										
—	第2編第6章 一覧表の追加	新規										
287	【消防法関係】炉・厨房設備等設置届出書 ダウンロード先一覧 熱海市消防本部のURL 修正 【誤】 http://www.city.fujinomiya.lg.jp/citizen/11ti2b000000m17d.html 【正】 http://www.city.atami.lg.jp/kurashi/kyukyu/1004752/1004762.html											

P	修正内容等	備考								
293	<p>第2編第7章</p> <p>(6) 事故届 届出先 東部支部の電話番号・FAX番号 修正</p> <p>【誤】電話番号:0559-23-1070 【正】電話番号:055-923-1070</p> <p>FAX番号:0559-23-1069 FAX番号:055-923-1069</p>									
<p>—</p> <p>300</p> <p>305</p>	<p>第3編</p> <p>一覧表の追加</p> <p>1. 届 出 主な手続き 修正</p> <table border="1" data-bbox="327 506 1058 584"> <tr> <td data-bbox="327 506 600 584">【誤】 高圧ガス販売変更届</td> <td data-bbox="600 506 1058 584"> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 販売の方法を変更又は追加するとき ▶ 貯蔵施設を変更するとき </td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="327 595 1058 674"> <tr> <td data-bbox="327 595 600 674">【正】 高圧ガス販売変更届</td> <td data-bbox="600 595 1058 674"> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 販売の方法を変更又は追加するとき ▶ 貯蔵施設を変更するとき </td> </tr> </table> <p>高圧ガス販売事業計画書 修正</p> <p>【誤】 5 保安台帳</p> <table border="1" data-bbox="327 763 1058 801"> <tr> <td data-bbox="327 763 600 801">保安台帳の様式</td> <td data-bbox="600 763 1058 801">別紙のとおり (P295 参照)</td> </tr> </table> <p>【正】 5 保安台帳</p> <table border="1" data-bbox="327 842 1058 880"> <tr> <td data-bbox="327 842 600 880">保安台帳の様式</td> <td data-bbox="600 842 1058 880">別紙のとおり (P306 参照)</td> </tr> </table>	【誤】 高圧ガス販売変更届	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 販売の方法を変更又は追加するとき ▶ 貯蔵施設を変更するとき 	【正】 高圧ガス販売変更届	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 販売の方法を変更又は追加するとき ▶ 貯蔵施設を変更するとき 	保安台帳の様式	別紙のとおり (P295 参照)	保安台帳の様式	別紙のとおり (P306 参照)	新規
【誤】 高圧ガス販売変更届	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 販売の方法を変更又は追加するとき ▶ 貯蔵施設を変更するとき 									
【正】 高圧ガス販売変更届	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 販売の方法を変更又は追加するとき ▶ 貯蔵施設を変更するとき 									
保安台帳の様式	別紙のとおり (P295 参照)									
保安台帳の様式	別紙のとおり (P306 参照)									
321	<p>第4編</p> <p>2. 保安機関の職務 修正</p> <p>【誤】(5) 保安業務実施状況報告の作成と関係機関への提出 (第2編第2章 P107 参照)</p> <p>【正】(5) 保安業務実施状況報告の作成と関係機関への提出 (第2編第2章 P105 参照)</p>									
325	<p>4. 販売主任者の職務 保安法液石測第49条の基準に対する事項</p> <table border="1" data-bbox="327 1256 1058 1335"> <tr> <td data-bbox="327 1256 600 1335">【誤】 5 消火設備 応急処置用資材工具</td> <td data-bbox="600 1256 1058 1335">P317 (例示基準) 参照</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="327 1375 1058 1453"> <tr> <td data-bbox="327 1375 600 1453">【正】 5 消火設備 応急処置用資材工具</td> <td data-bbox="600 1375 1058 1453">P327 (例示基準) 参照</td> </tr> </table>	【誤】 5 消火設備 応急処置用資材工具	P317 (例示基準) 参照	【正】 5 消火設備 応急処置用資材工具	P327 (例示基準) 参照					
【誤】 5 消火設備 応急処置用資材工具	P317 (例示基準) 参照									
【正】 5 消火設備 応急処置用資材工具	P327 (例示基準) 参照									
341	<p>付 録</p> <p>保安機関認定更新に関するQ&A</p> <p>2. 保安機関の認定更新方法について 削除</p> <p>Q13: 認定更新が遅れ、空白期間ができそうです。どうしたら良いでしょうか。</p> <p>A: 空白期間は保安業務ができません。</p> <p>受託している保安業務がある場合には、その保安業務に関係する販売事業者にその旨を知らせるとともに、至急所管行政庁に相談してください。</p>									